仙台市立病院コンビニエンスストア設置・運営事業者募集要項

**1　趣旨**

この募集要項は，仙台市立病院内に，コンビニエンスストアを設置し，これを運営する事業者として，当院と優先的に契約交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を公募により選定するため，必要な事項を定めるものです。

患者，見舞客など病院を利用される方へのサービスの向上を図る魅力ある提案に期待しています。

**2　優先交渉権者選定の方法**

優先交渉権者の選定は，公募型プロポーザル方式によります。

**3　募集事業の概要**

(1) 事業名　仙台市立病院コンビニエンスストア設置・運営事業

(2) 設置場所 仙台市立病院(仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号)

1階エントランスホール北西側※別添資料「1F平面図」参照のこと

1. 店舗面積　152.13㎡
2. 事業内容　当院が店舗用区画として指定する設置場所において，コンビニエンスストア

の整備を行うとともに，「仙台市立病院コンビニエンスストア設置・運営要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に定める貸付期間中に，その運営及び維持管理等の業務を行った後，原状回復を行なうことを事業内容とする。

1. 契約形態　借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に基づく定期建物賃貸借契約
2. 賃貸借料 6ページ18 (4)及び要求水準書4ページ6のとおり
3. 契約期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

(8) 設置・運営等　要求水準書のとおり

**4　スケジュール**

主な日程は下記のとおりです。

 (1) 募集要項の交付　　　　　　　　　　　　　令和5年8月17日（木）～9月14日（木）

（2）第1回質問受付締め切り　　　　　　　　　令和5年9月4日（月）

（3）第1回質問回答期限　　　　　　　　　　　令和5年9月8日（金）

（4）参加表明書の提出　　　　　　　　　　　　令和5年9月11日（月）～9月15日（金）

（5）参加資格審査通知・企画提案書の提出要請　令和5年9月21日（木）

（6）第2回質問受付締め切り　　　　　　　　　令和5年9月26日（火）

（7）第2回質問回答期限　　　　　　　　　　　令和5年9月29日（金）

（8）企画提案書の提出期限　　　　　　　　　　令和5年10月4日（水）

（9）プレゼンテーション及びヒアリング　　　　令和5年10月18日（水）

　　（プレゼンテーション及びヒアリングの期日は，都合により変更する場合があります。）

（10）選定結果通知　　　　　　　　　　 　　　令和5年10月下旬（予定）

**5　参加資格要件**

プロポーザルに参加できる者は，事業契約期間にわたり確実に業務を遂行する能力を有する者とし，次に掲げる全ての条件を満たしていることを必要とします。

なお，当院との契約者自身が店舗の運営を行う場合であっても，フランチャイズ契約等により，別法人（以下「フランチャイザー」という。）の商標，商号，統一的イメージ等を使用し，この統制，指導等のもとで実施することを予定している場合には，当該フランチャイザーについて下記(1)，(3)，(4)の条件を満たしていることを必要とします。

また，フランチャイズ契約等により，当院との契約者以外の者を店舗運営者（以下「フランチャイジー」という。）とすることを予定している場合には，当該フランチャイジーが下記(2)，(3)，(4)の条件を満たしていることを必要とします。

(1)　事業実績のある者

下記①及び②を満たす者

①　医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院で，かつ一般病床数200床以上を有する施設において，応募時点で，1年以上継続して売店の運営実績があること

②　現時点において，1年以上継続して24時間営業の売店の運営実績があること

(2)　許認可等の取得者

業務にあたり，食品衛生法，薬事法等の関係法令に基づく許認可等（届出を含む。）が必要な場合は，応募の時点においてそれらを保有する者であること又は営業開始までに確実に取得する見込みであること

(3)　欠格要件のない者

次の①から⑨までのいずれにも該当しない者であること

　　①　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

　　②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中の者

　　③　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中の者

　　④　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中の者

　　⑤　有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年12月28日病院事業管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けている者

　　⑥　令和2年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する罰則の適用を受けたことのある者

　　⑦　国税，県税及び市町村税を滞納している者

　　⑧　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

　　 ⑨　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

 (4)　他の応募者とフランチャイザー又はフランチャイジーが重複しない者

**6　募集要項の交付期間及び入手方法**

(1)　交付期間

令和5年8月17日(木)から令和5年9月14日(木)までの期間

(2)　交付方法

当院ホームページからダウンロードしてください。

ＵＲＬ：<https://hospital.city.sendai.jp/>

**7　募集要項等に関する質問及び回答**

募集要項等の内容等に質問がある場合には，質問書(様式1)に必要事項を記入の上，下記により提出してください。電話や来院による質問は受け付けません。

 (1) 第1回質問受付締め切り　令和5年9月4日（月）午後5時まで

　(2) 第2回質問受付締め切り　令和5年9月26日（火）午後5時まで

※9月27日以降の質問は受け付けません

 (3) 提出先　　　7ページ「20 書類提出先」

　　 (4) 提出方法　　電子メールでのファイル送付により提出してください。なお，電子メール送信後，必ず電話で届いたことの確認をしてください。

(5) 回答 　　　 質問に対する回答は，質問者の特殊な技術，ノウハウ等に係り，質問者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると判断される場合を除き，当院のホームページに掲載します。なお，質問書に対する回答は，本要項等の追加または修正とみなします。

　　　　　　　　第1回質問回答期限　令和5年9月8日 （金）

　　　　　　　　第2回質問回答期限　令和5年9月29日（金）

**8　参加表明書等の提出**

本プロポーザルに参加を希望する者は，参加表明書等下記の書類を提出し，参加資格の審査を受けてください。

(1) 提出書類

1. 参加表明書(様式2)
2. 事業実績調書(様式3ー① ，3ー②)
3. 誓約書兼同意書（様式5）
4. 国税、県税及び市町村税に係る納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
5. 発行後3ヶ月以内の商業登記簿謄本(法人の場合)
6. 発行後3ヶ月以内の身分証明書(個人事業主の場合)

 ※身分証明書は破産していないことの証明であり，本籍地の市町村において発行される。

⑦　発行後3ヶ月以内の登記されていないことの証明書(個人事業主の場合)

※登記されていないことの証明書は，成年被後見人又は被保佐人の記録がないことの証明であり，法務局において発行される。

⑧　財務諸表類の写し(直近3年間)

a)法人の場合は，貸借対照表，損益計算書など経営実績がわかるもの

b)個人事業主の場合は，所得税確定申告書の写し

⑨　会社概要又は事業概要等

 ※応募企業の事業内容，事業の経歴・概要がわかるもの。パンフレット等でも可。

1. 提出期間

令和5年9月11日(月)から令和5年9月15日(金)午後5時まで

1. 提出先 7ページ「20 書類提出先」
2. 提出部数 各1部
3. 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等確実な方法に限る)で提出してください。

持参の場合は，土日祝日を除き，各日午前9時から午後5時までの時間とします。また，郵送の場合は提出期間中必着とします。

**9　参加資格の審査結果の通知**

審査の結果，本プロポーザルへの参加資格があると認められた者には，令和5年9月21日(木)までに当該提出要請を文書により通知します。

参加資格があると認められなかった者に対しては，認められなかったこと及びその理由を書面により通知します。

**10　参加資格がないと認めた詳細な理由の説明請求の受付**

審査の結果，本プロポーザルへの参加資格がないと認められた者は，下記のとおり，その理由について，文書(任意様式)により，当院に説明を求めることができます。

当院は，請求を受けた日の翌日から7日以内に，文書により回答します。

1. 受付期間 令和5年9月25日(月)から令和5年9月29日(金)午後5時まで
2. 提出先 7ページ「20 書類提出先」
3. 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等確実な方法に限る)で提出してください。

持参の場合は，土日祝日を除き，各日午前9時から午後5時までの時間とします。また，郵送の場合は提出期間中必着とします。

**11　企画提案書等の提出**

企画提案書の提出要請を受けた者は，企画提案書等下記の書類を提出してください。

提出後，この企画提案の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(1) 提出書類

①　企画提案書(様式4 )

②　別添「企画提案内容書及び評価項目」に沿って作成する企画提案内容書

1. 提出期間

令和5年9月21日(木)から令和5年10月4日(水)午後5時まで

1. 提出先 7ページ「20　書類提出先」
2. 提出部数 各10部
3. 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等確実な方法に限る)で提出してください。

持参の場合は，土日祝日を除き，各日午前9時から午後5時までの時間とします。また，郵送の場合は提出期間中に必着とします。

**12　プレゼンテーション及びヒアリングの実施**

企画提案の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施します。

(1) 日程及び場所等

後日，文書で通知します。

(2) 留意事項

①時間は，1提案者あたり30分程度を予定しています。 (プレゼンテーション15分・ヒアリング15分)

1. 参加表明書受付順に行います。
2. プレゼンテーション等に係る費用は，提案者の負担とします。
3. プレゼンテーション等に参加できる人数は3名以内とします。
4. プレゼンテーション等に用いる資料は，11企画提案書等の提出（1）の提出書類①，②のみとなりますので，ご注意ください。（プロジェクターの使用も不可とします。）

**13 企画提案書等提出及びプレゼンテーションの辞退**

企画提案書の提出要請後，企画提案書の提出を辞退する場合，又は企画提案書等の提出後，プレゼンテーションを辞退する場合は，企画提案書等の提出期間又はプレゼンテーションの実施日前までに，文書(任意様式)により，辞退届を提出してください。

なお，辞退することにより，今後本院が実施する事業者選定等において，不利益な取扱をすることは一切ありません。

**14 審査**

優先交渉権者の選定の審査は，仙台市立病院コンビニエンスストア設置・運営事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。

**15 事業者の選定**

(1) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーション等を踏まえて，評価基準に基づき，選定委員会が総合的に審査の上，最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者とし，第2位の企画提案を行った者を次点者とします。

(2) 選定結果の通知及び非選定理由の説明

① 選定結果は提案者全員に書面により通知します。(令和5年10月下旬予定)

② 提案者のうち選定されなかった者に対しては，選定しなかったこと及びその理由(非選定理由)を書面により通知します。

③ 非選定理由の通知を受けた提案者は，通知の日の翌日から起算して7日以内に非選定理由についての説明を，文書（任意様式）により，当院に求めることができます。

④ 非選定理由についての説明を求められたときは，その翌日から起算して10日以内に，書面により回答します。

**16　失格事項**

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

1. 参加表明書等又は企画提案書等の提出期限を過ぎた場合
2. 提出書類に虚偽の記載をし，その他不正の行為をした者
3. 特別の事情なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた者又は出席しなかった者
4. 本プロポーザルの手続期間中に参加資格要件のいずれかを失った者
5. 審査の公平性を害する行為を行った者
6. その他，募集要項に定める手続き，方法等を遵守しない場合

**17　選定後の手続**

(l)　優先交渉権者と，別途本事業実施に関する契約の締結に向けて協議を行います。

(2)　優先交渉権者との間で契約締結に至らなかった場合には，次点者を最上位に繰り上げ，(1)と同様の協議を行います。

**18　契約に関する事項**

(1)　契約手続

当院は，優先交渉権者との間で，優先交渉権者の企画提案に基づく，店舗の整備，運営及び維持管理等を条件とし，借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に基づく定期建物賃貸借契約を締結します。

(2)　契約期間

令和6年4月1日から令和16年3月31日まで（当該期間には，店舗開業に向けた内装，設備等の工事，開店準備，閉店に伴う原状回復期間を含みます。）

(3)　営業開始日

営業開始日については，当院と協議のうえ決定します。

(4)　賃貸借料

下記①，②，③を合算した額

①　当院が要求水準書において設定した固定額及び提案者が企画提案においてこれに加算することとした額

②　光熱水費等事業運営に必要な費用で当院が負担した額

③ ①，②に対する消費税相当額

**19　その他**

(1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語，金銭の支払いに用いる通貨は円，計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。

(2) 公募開始の日から選定結果の通知が終了するまでの間，選定委員会の委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止します。

(3) 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合は，企画提案書を提出することはできません。

(4)　本プロポーザルに要する費用は，申込者の負担とします。

(5)　提出書類は返却しません。

(6)　提出書類は，事業者選定の用以外の目的に使用しません。

　　 ただし，提出書類は，当院が受理した時点で行政文書の一部となりますので，所定の手続により公文書開示請求があった場合は，全部または一部を外部者の閲覧に供することがあります。原則として，提出者は開示を拒否することはできません。

(7)　提出書類以外に，審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

(8)　提出後の書類の差し替え，変更，再提出及び追加は認めません。ただし，記載漏れ等につき，当院が補正を求めた場合を除きます。

(9)　提出書類に虚偽の記載をし，その他不正の行為をした場合は，その者に対して指名停止その他の措置を講ずることがあります。

(10) 参加者は，選定委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができません。

**20　書類提出先**

〒982-8502

仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号　仙台市立病院　財産管理課　契約管財係

電話022-308-7111 (内線2142) FAX 022-308-7153

e-mail：kanzai@hospital.city.sendai.jp